

- Working Paper Series, 12458, 2006
- 20) Gruber J, Zinman J: Youth Smoking in the United States: Evidence and Implications. J Gruber (ed): *Risky Behavior among Youth*. pp 69-120, University of Chicago Press, 2001a
- 21) Gruber J: Tobacco At the Crossroads: The Past and Future of Smoking Regulation in the United States. *Journal of Economic Perspectives* 15 (2): 193-212, 2001b
- 22) Gruber J, Mullainathan S: Do Cigarette Tax Make Smokers Happier? NBER Working Paper Series, 8872, 2002a
- 23) Gruber J, Sen A, Stabile M: Estimating Price Elasticities When There is Smuggling. NBER Working Paper Series, 8962, 2002b
- 24) Lewit EM, Coak D, Grossman M: The Effects of Government Regulation on Teenage Smoking. *Journal of Law and Economics* 24: 545-569, 1981
- 25) Markowitz S, Tauras J: Even for Teenagers, Money Does Not Grow on Trees. NBER Working Paper Series, 12300, 2006
- 26) O'Donoghue T, Rabin M: Some Issues from Behavioral Economics. J Gruber (ed): *Risky Behavior Among Youth*. pp 29-67, University of Chicago Press, 2001
- 27) Viscusi WK: Cigarette Taxation and The Social Consequences of Smoking. NBER Working Paper Series, 4891, 1994
- 28) Viscusi WK: Regulation of Health, Safety, and Environmental Risks. NBER Working Paper Series, 11934, 2006



## 医療観察法

日置 敦巳 岐阜県保健所

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療と観察に関する法律」(以下「医療観察法」)が施行されて3年が経過した。医療観察法では、心神喪失等の状態で放火、強制わいせつ・強姦、殺人、傷害、強盗を行った者(傷害以外は未遂者を含む)に対して「継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うこと」によって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること」が目的とされている。岐阜県西濃保健所管内ではこの3年間に4例の該当者が発生し、保健所や市町も関与することとなった。

親族に対して「重大な他害行為」を行った1例は鑑定入院の結果通院処遇となったものの、自宅には受け入れられず、鑑定入院を受け入れた医療機関が急遽調整に追われた。現在は精神障害者生活訓練施設で暮らしながら順調に経過し、社会復帰に向けて適応訓練事業を受けている。

一方、知人の子どもに対して害を加えた事例では入院治療となったが、「入院して1年経過後も病状は急性期から変化がなく、本人の治療意欲もみられないため、入院治療

を継続しても治療効果が得られない」として医療観察法による処遇そのものも終了となり、地域のみで対応することとなった。定期的開催されたケース会議等において、関係者の多くは「医療観察法に基づく医療を行う必要がない」と判断される場合がありうることは理解できても、ただ地域に戻されるということについて、複雑な思いを持った。本事例については、幸い、地域の一般医療機関の協力が得られ、医療機関間の連絡がスムーズにいったり、入院を受け入れてもらえる状況となった。

しかしながら、一般の精神科病院では指定入院医療機関に比べれば職員は手薄であり、また、退院させる場合の判断について該当病院に責任がかかってくることもありうることから、医療機関でのスムーズな受入の保証はない。今後の見直しの中で、全国レベルでの事例のデータベースが作成・公開されたり、対象者および他害行為の内容に基づく大まかなフロー図が示されたりすることによって、関係機関の対応がどこでも同様であることがわかれば、地域関係者は不公平感を持つことなく対応ができるようになるかもしれない。